

公 告

山形県公立大学法人物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する事務取扱規程の規定が適用される令和6年度における山形県公立大学法人の物品等及び特定役務の調達契約(以下「特定調達契約」という。)に係る競争入札の参加者の資格等は、次のとおりである。

なお、既に山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号。)第125条第5項の規定による審査を受け、有効期間が令和7年3月31日までの競争入札参加資格者名簿に登載されている者は、この公告による申請は要しないものとする。

令和6年4月16日

山形県公立大学法人理事長 阿部 宏慈

1 調達する物品等及び特定役務の種類

(1) 物品等の種類

貴金属・時計類、工芸品類、看板・旗類、写真類、印章類、楽器・書籍類、スポーツ用品類、木工品・家具類、繊維・皮革製品類、文具・事務調度品類、事務機器類、情報機器類、通信機器類、電機・音響機器類、薬品・塗料類、医療機器類、計測・理化学機器類、産業機器類、農業・土木建設機械類、消防防災機器類、厨房・環境衛生機器類、雑貨・日用品類、自動車類、自動車付属品・自転車類、印刷類、地図・青写真・複写類、燃料類、道路標識・安全保安用品類、船舶・航空機類、その他

(2) 特定役務の種類

自動車の保守及び修理のサービス、自動二輪車及び雪上車の保守及び修理のサービス、個人用品及び家庭用品の修理のサービス、飲料提供サービス、陸上運送サービス、乗組員付き船舶の賃貸サービス、航空輸送サービス、貨物運送取扱いサービス、宅配サービス、電気通信サービス、運転手付きでない農業用機械及び設備のリース又は賃貸サービス、運転手付きでない建設用機械及び設備のリース又は賃貸サービス、オペレーター付きでない事務用機械及び設備(コンピュータを含む。)のリース又は賃貸サービス、家具その他家庭用の器具の賃貸サービス、娯楽用品の賃貸サービス、その他の個人用品又は家庭用品の賃貸サービス、一般経営に関する相談サービス、財務管理に関する相談サービス(事業税に関するものを除く。)、マーケティング管理に関する相談サービス、人材管理に関する相談サービス、生産管理に関する相談サービス、その他の経営相談サービス、コンピュータ関連サービス、市場調査及び世論調査のサービス、広告サービス、装甲車による運送サービス、建築物の清掃サービス、林業及び木材伐出業に付随するサービス(森林経営を含む。)、出版及び印刷のサービス、金属製品、機械及び機器の修理のサービス、初等教育サービス、中等教育サービス、高等教育サービス、成人教育サービス、汚水及び廃棄物の処理、衛生その他の環境保護のサービス、映画及びビデオテープの配給等のサービス

2 競争入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 山形県税(山形県税に附帯する税外収入を含む。)又は消費税を滞納している者でないこと。
- (2) 雇用保険、健康保険、厚生年金保険等の社会保険に加入している者(加入する義務のない者を除く。)であること。

- (3) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいる者その他これに準ずる者として理事長が認める者であること。

3 競争入札参加資格審査申請書の提出の時期

山形県公立大学法人契約事務取扱規程（以下「契約事務取扱規程」という。）第2条第2項に規定する競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）は特定調達契約の締結が見込まれる場合において随時に提出することができる。

4 申請の方法

(1) 申請書用紙等の入手方法

申請書の用紙等は、契約担当課において競争入札の参加資格を得ようとする者に交付する。

また、当法人のホームページ（<http://www.c.yone.ac.jp/>）からもダウンロードできる。

(2) 申請書の提出方法

競争入札の参加資格を得ようとする者は、申請書に次に掲げる書類を添付して契約担当者に提出すること。

イ 法人にあつては登記事項証明書、個人にあつては身分証明書

ロ 印鑑証明書

ハ 納税証明書（山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）及び消費税の滞納がないことを証明するもの）

ニ 使用印鑑届（使用印鑑を設定する場合に限る。）

ホ 委任状（競争入札の参加及び契約等の権限を営業所等に委任する場合に限る。）

ヘ 県内事業所一覧表（県内に事業所を有する場合に限る。）

ト 印刷機材等設備明細書（印刷物に係る競争入札の参加資格を得ようとする者に限る。）

チ 契約履行実績一覧表

リ 営業許可・認可証等の写し

ヌ 貸借対照表及び損益計算書又はこれに準ずる書類（以下「財務諸表」という。）

ル 暴力団排除に関する誓約書

ヲ 社会保険・労働保険加入状況一覧表及び社会保険・労働保険の加入状況を確認できる書類の写し

(3) 申請書等の作成に用いる言語

申請書及び財務諸表は、日本語で作成すること。

なお、その他の書類で外国語で記載されたものについては、日本語の訳文を付し、又は添付すること。

5 資格審査及び結果の通知

(1) 契約事務取扱規程第2条第2項の規定による審査は、4により提出された書類により行う。

(2) 審査の結果については、当該申請書を提出した者に通知する。